

行政不服審査裁決書

審査請求人 ○ ○ ○ ○

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から、令和 7 年 1 1 月 2 5 日付けで提起のあった行政文書一部開示決定処分（令和 7 年 1 月 2 1 日付けお議第 2 9 1 号）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決します。

第 1 主文

本件審査請求を却下する。

第 2 事案の概要

- (1) 請求人は、令和 6 年 1 2 月 1 3 日付けで、おいらせ町長に対し、「2 0 2 4 年度行政文書開示請求等に関する文書」について開示請求を行った。
- (2) おいらせ町長は、令和 6 年 1 2 月 1 6 日付けで、処分庁に対し、「開示請求事案移送書」の送付を行った。
- (3) 処分庁は、おいらせ町情報公開条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 8 号。以下「条例」という。）第 11 条第 5 項の規定に基づき、令和 6 年 1 2 月 2 4 日付けお議第 2 7 2 号により、決定通知の期間延長を行った。
- (4) 処分庁は、条例第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 1 月 2 1 日付けお議第 2 9 1 号により、行政文書一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (5) 請求人は、本件処分に基づいて行われた行政文書の閲覧に際し、開示対象文書のほか、開示対象外の文書が開示され、開示請求者の氏名及び住所等の個人情報が含まれていることを不服とし、令和 7 年 1 1 月 2 5 日付けで、審査庁であるおいらせ町議会に対し、本件審査請求を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

(1) 請求人の主張

令和7年10月10日及び令和7年11月18日に開示文書の閲覧を行い、個人情報の記載（漏洩）が多数あり、不当な処分を初めて知ったため、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第18条に規定する正当な理由があるので審査請求する。

(2) 本件審査請求で求める事項

- ア 開示された開示請求者名、住所等が個人情報であることの認定
- イ 個人情報が漏洩したことの事実認定と反省
- ウ 本件及び過去の漏洩の原因を踏まえた再発防止対策（暫定対策、恒久対策）とその報告
- エ 漏洩開示された当事者への適切な対応、処置
- オ 本事件の開示文書を是正し、改めて正しい開示をすること
- カ 過去に行った不当・違法な処分を行わないこと。

第4 理由

(1) 審査請求期間について

法第18条第1項では、「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。」と規定している。

この「処分があったことを知った日」とは、当事者が書類の交付、口頭の告知その他の方法により、処分の存在を現実を知った日のことであるとされ、当事者が処分があったことを抽象的に知り得べき状態に置かれた日ではないが、処分を記載した書類が当事者の住所に送達される等のことがあって、社会通念上処分のあったことを当事者が知り得べき状態に置かれたときは、反証のない限り、その処分があったことを知ったものと推定できるとされている（最高裁判所判決昭和27年11月20日民集6巻10号1038頁）。また、正当な理由とは原則となる審査請求期間（処分を知った日から3ヶ月）内に手続きができなかった、客観的かつやむを得ない事情を指します。

(2) 本件処分について

本件処分は令和7年1月21日付けであり、その行政文書一部開示決定通知書は相当の期間内に自宅に配達されたものと推認され、請求人が当該処分のあったことを知り得べき状態にあったものと推定できる。

これに対し、本件審査請求日は令和7年11月25日であり、法第18条第1項の審査請求期間が経過していることが認められる。また、審査請求期間内において客観的な事情によって請求ができなかった正当な理由がある場合には該当しないと考えられる。

(3) 結論

よって、本件審査請求は不適法であることから、法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和8年2月18日

審査庁 おいらせ町議会

議長 松 林 義 光

(教示)

1 この裁決に不服のある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、おいらせ町議会を被告として（訴訟においておいらせ町議会を代表する者は、おいらせ町議会議長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。